

## 第3章

緑地の保全及び緑化推進のための施策

芽室町にとってかけがえのない自然や緑を保全して、良好な市街地を形成するため、必要となる施策について展開していきます。特に、河川と田園に囲まれた市街地の特徴を生かしつつ、公園緑地などの保全と整備を進めていきます。

## 1. 利用者に合わせて公園緑地の整備

現在、芽室町には街区公園などの身近な公園や、他市町村からも利用者が集まる芽室公園などの、様々な公園緑地が整備されています。しかし、公園緑地がもつ機能の明確化、遊具などの整備や冬期間の活用など、公園緑地に対する要望が挙げられています。このため、現在整備されている公園緑地の見直しや再整備を行うことで、より町民に活用される魅力ある公園緑地を増やしていきます。

### (1) 機能の明確化と利用者に合わせて整備

公園緑地は環境保全、レクリエーション、防災、景観と様々な機能を有していますが、これまでの整備では、誘致圏や誘致面積が優先されて、利用者にとって魅力ある個性が失われる傾向がありました。このため、都市施設として公園緑地のもつ機能を明確にしつつ、利用者に合わせて特色ある整備を行っていきます。

### (2) 冬期間の活用検討

長い冬場に、子どもたちが安心して遊べる場所が少なくなっても、芽室町には冬場に活用できない公園が多く、屋外の子どもたちの遊び場を確保する必要があります。このため、除雪などの維持管理の問題を含めて、冬場も使える公園の検討を進めていきます。

### (3) 遊具等の設備の充実

現在整備されている街区公園などの身近な公園は、遊具が古くなったり、ベンチやトイレが整備されていないなど、実際に子どもやその親たちが利用するには魅力に欠ける部分があります。よって、子どもやその親たちが喜んで公園に遊びに行きたくするような設備を充実させていきます。

#### (4) 施設のバリアフリー化

公園や緑地は、子どもから高齢者、障害者までみんなが利用しやすく、安全であることが大切です。このため、公園内の段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を進めていきます。

## 2. 身近な公園緑地の新設

芽室公園や芽室南公園など、市街地には良好な公園が整備されていますが、誘致圏や配置を考慮した場合、町民が歩いていける範囲の街区公園や近隣公園などの身近な公園が不足している地域があります。このため、配置のバランスや自然環境への影響などに配慮をしながら、新たに身近な公園緑地を整備していきます。

### (1) 運動公園の整備検討

芽室町では、芽室公園や芽室南公園のような比較的規模の大きい公園が配置されていますが、町民が運動利用に供する公園が不足しているため、運動公園の配置を検討していきます。

### (2) 地区公園の整備

現在、地区公園は3箇所整備されており、市街地の規模から十分な地区公園が整備されていると考えられます。よって、地区公園は現状の面積を保ちながら施設や維持管理の充実に努めていきます。

### (3) 近隣公園の整備

現在、ピウカ公園をはじめとして3箇所の近隣公園が配置されていますが、配置が偏っていてバランスがよくありません。このため、街区公園の配置も考慮に入れながら、新たな近隣公園をバランスよく配置していきます。

### (4) 街区公園の整備

街区公園の配置状況を見ると、市街地の中心部や新たに住宅地が整備される大成地区などで、誘致圏から外れている部分が広がっています。よって、このような街区公園の少ない地域を中心に、新たな公園を配置していきます。

### (5) 緑地の整備

緑地は、工場地区からの大気汚染や騒音・振動を防止し、都市の自然環境の保全などに役立ちます。このため目的に応じて、河川敷や工業地帯に都市緑地や緩衝緑地などの緑地を設け、市街地の環境を良好に保っていきます。

### 3. 防災機能に配慮した公園緑地の整備

災害時の避難場所になる公園緑地や、火災の延焼防止に役立つ街路樹などは、町民の安全な生活を守るために大切な緑です。このため、公園緑地のもつ機能のうちでも防災に視点を置いて整備を進めていきます。また、冬期間の長い芽室では雪に埋まって避難場所として機能しない公園緑地もあるため、冬期間も考慮した維持管理を推進し、安全性の高いまちを目指していきます。

#### (1) 緊急時の避難場所や一時避難場所となる公園の整備

芽室町地域防災計画では、緊急時の避難場所や一時避難場所として街区公園や近隣公園が指定されています。しかし、市街地の中心部に身近な公園が不足しており、新たに住宅地が整備される大成地区にも新たな整備が必要なため、誘致圏や配置のバランスに配慮しながら整備を進めていきます。

#### (2) 広域避難地となる芽室公園の整備

芽室公園は、町内で唯一の総合公園であり、広域避難地となる公園です。このため、規模の大きな災害時の避難場所、防災拠点としての活用を十分に想定して、情報施設や照明施設などの施設の充実を図っていきます。

#### (3) 延焼防止帯としての緑地の整備

公園緑地や河川緑地、街路樹などは火災時の延焼防止に役立ちます。よって、街路樹や公園緑地が不足している地区を中心に公園緑地や街路樹の整備を進め、現在、整備されている緑も連続性が失われないように維持管理に努めていきます。

#### (4) 冬期間の維持管理

避難場所として指定されている公園緑地が、災害が発生した場合に積雪があったり、雪捨場となっていては避難場所としての機能が失われる恐れがあります。このため、除雪を含めた冬期間の維持管理を検討していきます。

## 4 . 緑地や自然林の保全と活用

開拓当時からの大木が残る芽室公園や、十勝川や美生川沿いの緑地帯、地域固有の樹種や野生の動植物など、芽室町には特有の良好な自然が多く残されています。この環境を保全し、自然と人間とが共生するまちを目指して、緑地や自然林、そして市街地を取り囲む豊かな田園を保全し、その自然を守りながら活用していく方法を検討していきます。

### ( 1 ) 既存緑地の保全

河川沿いの緑地帯や連続性のある樹林地など、市街地を良好な環境に保つために必要な既存の緑地が多く存在しています。このような緑地は緑のネットワークの形成や、市街地の環境形成に有効な機能をもつため、保全と活用に努めていきます。

### ( 2 ) 自然林の保護

芽室公園のカシワや美生川沿いの化粧ヤナギなど、芽室町には特有の樹齢の高い自然林が多く存在しています。よって、このような貴重な自然林を積極的に保全していくと同時に、芽室神社などの貴重な緑地空間を保全していきます。

### ( 3 ) 農地の保全

芽室町の市街地周辺は、芽室特有の雄大な田園地帯が広がっています。この田園地帯は緑被率でも大きな割合を占め、大切な緑と考えます。このため、農業施策との整合を図りながら、市街地周辺の田園地帯を保全し、生態系の保全や景観などに配慮していきます。

## 5 . 自然を活用した河川環境の整備

芽室町の市街地は、十勝川や美生川、芽室川などの河川に囲まれています。コンクリートによる護岸整備などで、かつてのように水や水辺の自然に親しむ環境が失われています。また、河川沿いの緑は都市の骨格を形成する緑として重要であり、自然が戻ることは失われた河川の浄化機能を取り戻すことにつながるため、防災などの安全面に配慮しながら、可能な限り自然環境を生かした河川改修や河川緑地帯の保全と整備を進めていきます。

### (1) 十勝川・美生川・芽室川的环境保全

十勝川は、芽室町ばかりではなく、近隣の市町村を流れる重要な河川であり、美生川や芽室川も市街地を流れる大切な河川です。このため、河川沿いの緑地帯を保全し、水質の汚染に配慮しながら環境保全に努めていきます。

### (2) 美生川の河川敷利用

美生川は、市街地のほぼ中心部を流れる身近な河川ですが、コンクリート護岸で河川に近づきにくい構造になっています。現在、河川敷はパークゴルフ場として活用されていますが、河川敷を利用した遊歩道やサイクリングロードの整備などの要望が高く、自然を生かした親水性の高い河川改修とともに活用を検討していきます。

### (3) ピウカ川的环境保全

市街地の西側を流れるピウカ川は、河川沿いにピウカ公園やピウカ緑地が配置され、町民に親しまれている河川です。嵐山からの自然が市街地に続いているため、この自然を連続して市街地に取り込むために、河川環境を保全していきます。

## 6 . 緑による景観の向上

街なかの緑は、景観に潤いや安らぎを与えてくれます。しかし、芽室町の公園緑地や街路樹の緑は、場所によって格差がなく、町の特色を演出するような緑が少ないため、景観の観点からシンボリックな樹木や街路樹などの緑について整備を進めていきます。

### ( 1 ) 街路樹の整備

市街地の幹線道路には街路樹がほぼ植えられていますが、市街地の中心部では街路樹が少なくなっているため、市街地中心部の街路樹整備を進めていきます。また、新たに住宅地が整備される大成地区についても街路樹の検討をしていきます。街路樹については、維持管理の問題がありますが、できる限り自然の樹形を保つようにし、自然に近い景観づくりを心がけていきます。

### ( 2 ) シンボルとなる樹木や芽室らしい樹種による植栽

市街地に植えられている街路樹や公園緑地の緑は、場所による格差が少なく、街を印象づけるような樹木が少なくなっています。このため、街なかの人目につきやすい場所にはシンボルとなる樹木を植栽し、芽室らしい種類の樹木や、四季の変化により人の目を楽しませるような植栽を行っていきます。

### ( 3 ) 国道沿道の緑化

国道 38 号を走るドライバーは、芽室公園のカシワに景観上好ましさを感じ、目を引きますが、国道沿いの緑に連続感がないため、景観上の好印象が薄れています。したがって、国道を通過する車両に対する景観を向上させるように、国道沿道の緑化を進めていきます。

## 7. 町民・事業者・行政が連携した、緑化の推進

公園緑地や街路樹などの公共公益施設に限らず、市街地の身近な場所を緑で豊かにしていくためには、私有地の緑化や、町民が参加して緑化を推進していく必要があります。よって、町民が緑の必要性を感じ、ボランティア等の活動に参加しながら、地域の緑を増やしていくことができるように、町民・事業者・行政が連携して緑化を推進していきます。

### (1) 公園緑地や公共公益施設の緑化

公共公益施設は、公の場所として町民や来訪者に潤いのある景観と憩いや安らぎの場を提供する必要があります。よって、樹木や花などの緑化により景観を向上させていくと同時に、学校や公園緑地など、町民にとって身近な場所の緑化には、町民参加による緑化を推進していきます。

### (2) 住宅地の緑化

市街地の中で多くを占める住宅地は、地域の特性を生かしながら豊かな生活環境を形成していくために、各家庭での緑化を奨励していきます。また公営住宅は、積極的に民間住宅のモデルとなるような緑化に努めていきます。

### (3) 商業地の緑化

中心街は緑が少なく、空き地が目立ってきており、街を代表する顔として景観を向上していくことが望まれます。このため、駅周辺は事業者や町民の協力のもと、各種事業や空き地を活用しながら樹木や花による緑化により中心街のイメージアップを図っていきます。

### (4) 工業地の緑化

西工業団地や東工業団地などの規模の大きな工業地や、住宅地と混在している工業地など、市街地には工業地の占める割合が高くなっており、工場内敷地の緑化を進めることは、市街地の環境と景観の向上に大きな影響を与えます。よって、事業者が理解を深め、緑化を推進するように啓発を進めていきます。

## ( 5 ) 町民によるボランティア活動の支援

市街地の身近な場所を緑で豊かにしていくためには、町民と事業者と行政が連携して、お互いの理解のもとに緑化を進めることと、町民によるボランティア活動が不可欠です。よって、町民の多くがボランティア活動に参加できるように必要な情報を提供し、支援をしていきます。